Safe work TOKYO



激突

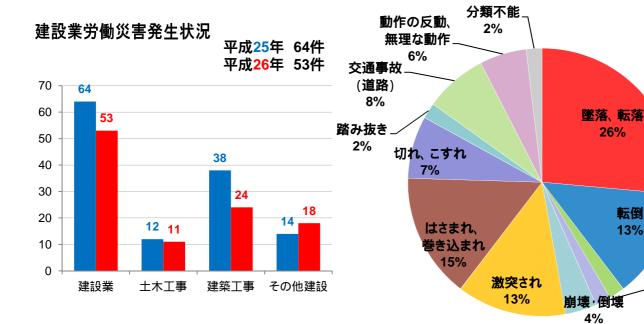
2%

飛来、落下

2%

建設業

亀戸労働基準監督署



*H26死傷病報告データによる

建設業における労働災害は高水準で推移しており、亀戸署管内では今後の工事量増加に伴う労働災害の多発が懸念されます。

平成26年は建設業での死亡災害は発生していませんが、墜落災害が約26%を占めています。

平成26年に提出のあった休業見込半年以上の災害発生状況

発生月	年齢	事故の型	発生状況
時刻	経験年数	起因物	
4月	40歳代	交通事故	道路工事現場内で、作業帯内に突入してきた乗用車に
13時台	3年	乗用車	はねられた。
6月	40歳代	動作の反動	資材を搬出しようと車から降りた際、腰を痛めた。
10時台	19年	起因物なし	
7月	50歳代	踏み抜き	公園の樹木伐採の際、チェーンソーで作業をしていたところ、誤って指を切る。
11時台	30年	チェーンソー	
11月	40歳代	はさまれ	採石をダンプより下し流していたが、必要以上に採石が流れた為、ダンプのあおりで流量を調整しようとして指をはさんだ。
22時台	2年	コンベア	
12月	60歳代	墜落	看板取付用設備の解体用足場から高さ約9m墜落した。
0時台	1年	足場	

建設業 墜落・転落災害の防止 「安全な足場・安全な作業台の使用」

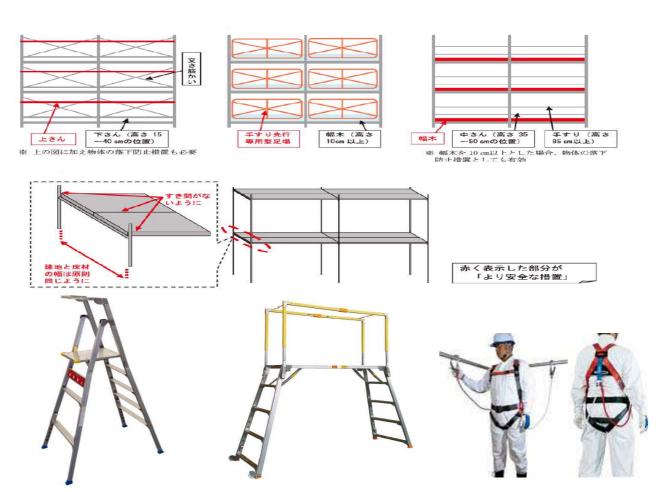
建設業で発生する墜落・転落による死亡災害の中には「安全帯の不使用」、「脚立等の不適切な使用」など、現場のルールを無視した結果、災害に至っているケースも少なくないことから新規入場者はもとより、朝礼時や職場巡視等あらゆる機会を捉え、ルールの徹底を図ることにより現場から「不安全行動」を排除する必要があります。またヒューマンエラーを背景として発生する災害もすくなくなく、墜落防止措置の実施にあたっては「ヒューマンエラーが発生したとしても災害には至らない」という視点による設備的対策を優先的に採用することが求められます。



安全脚立(例)

当署管内で発生した可 搬式作業台による転落 災害の踏面破損箇所

ハーネス型安全帯



可搬式作業台(例)

*感知バー付き